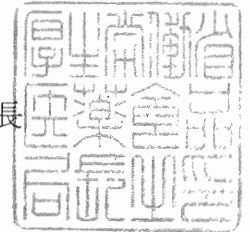


薬食発第 1210001 号
平成 19 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



日本薬局方外標準品の製造・頒布の依頼について

日本薬局方標準品以外の国立医薬品食品衛生研究所標準品（医薬品等試験用標準品）については、平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国立医薬品食品衛生研究所標準品の製造・頒布の依頼について」をもって、従来、（財）日本公定書協会に製造・頒布を依頼してきたところである。

今般、下記の標準品の製造・頒布については、日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 117 号）第 2 条第 1 項に定める標準品製造登録を受けた者が行うこととし、これらの標準品の名称を「日本薬局方外標準品」とすることとしたので、御了知の上、関係者に対する周知方お願いしたい。

なお、これをもって平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知は廃止する。

記

インドシアニングリーン
エストラジオール
エストロン
吉草酸ジフルコルトロン
ヒアルロニダーゼ
ヒト成長ホルモン
フルドロキシコルチド

なお、以下の標準品については、第 15 改正日本薬局方（日本薬局方を定める件（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号））をもって日本薬局方標準品として収載されているため、日本薬局方外標準品から削除する。

下垂体性性腺刺激ホルモン、低分子量ヘパリン、マレイン酸メチルエルゴメトリン、融点測定用

